平和祈念展示資料の記録・保存等に関する検討会
開催要領

平成 20 年４月１日
総務省大臣官房長決定

１　目的

独立行政法人平和祈念事業特別基金（以下「平和基金」という。）については、平成 18 年 12 月に独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律（平成 18 年法律第 119 号）が成立し、22 年９月末までに解散することとされている。

本検討会は、平和基金解散後の関連資料の記録・保存等の在り方について、有識者による専門的な検討を行うことを目的とする。

２　構成員

検討会は、別紙の構成員により開催する。

３　検討事項

（１）関係者の労苦継承の意義
（２）関連資料の記録・保存等の在り方
（３）その他

４　運営

（１）座長は、構成員の互選によりこれを定める。
（２）座長は、会務を総理する。
（３）座長に事故がある場合には、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代理する。
（４）座長は、検討会を招集する。

５　その他

（１）検討会の庶務は、総務省大臣官房管理室特別基金事業推進室において処理するものとする。
（２）この要領に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は座長が検討会に諮って定める。